

## 入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

平成25年10月4日

石巻市長 亀山 紘

記

### 1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 水押住宅4号棟ほか2棟バルコニー手摺改修工事
- (2) 工事場所 石巻市水押二丁目41番1
- (3) 工期 契約日から平成26年2月20日まで
- (4) 予定価格 44,661,000円（消費税及び地方消費税を除いた額）
- (5) 工事内容
  - ①廊下手摺改修工事（4号棟）  
廊下手摺①改修 6か所  
廊下手摺②改修 12か所
  - ②バルコニー等手摺改修工事（5号棟）  
バルコニー手摺改修 24か所  
窓手摺改修 24か所  
隔て板改修 20か所
  - ③バルコニー等手摺改修工事（7号棟）  
バルコニー手摺改修 12か所  
窓手摺改修 16か所  
隔て板改修 9か所
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払及び部分払 有
- (7) 入札方法 制限付き一般競争入札（石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）第4条第2項第2号に規定する入札後資格審査型）

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿に登録され、登録住所が石巻市内の者で、入札日（開札日）において、**次に掲げる全ての要件を満たしているものであること。**
  - ① 石巻市内に本店、支店、営業所等のいずれかの機能を有し、石巻市建設工事の競争入札参加者の資格及び格付に関する基準（平成17年石巻市告示第179号）第3条及び第4条に基づく格付工種（以下「格付工種」という。）が「建築一式工事」であり、等級が「B」ランクに属している者
  - ② 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき、次の主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を、本工事現場に配置できる者
    - ア 建設業法の規定により専任で技術者を配置することが必要な場合にあつては、入札日（開札日）の前日から起算して3か月以上前から（ハローワークを通じた新規雇用の場合は入札日（

開札日)の前日において)、引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者、それ以外の場合にあっては入札日(開札日)の前日から、引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者

イ 本工事の契約工期の初日において、建設業法の規定により本工事と他の工事の現場の技術者を兼ねることができる場合を除き、他の工事の現場に技術者として配置されていない者

ウ 監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者

**(2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。**

- ① 入札後資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
- ② 令第167条の4に規定する者
- ③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成17年石巻市告示第180号)第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 同一の技術者を、重複して複数の工事の技術者に配置予定とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を本工事現場に配置することができなくなった者
- ⑦ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱(平成20年石巻市告示第268号)別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑧ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適當な相手方に該当するおそれがある者

**3 入札日程**

| 手 続 等                           | 期間・期日・期限                                     | 場 所 等  |
|---------------------------------|--|--|
| 入札後資格審査用一般競争入札参加申請書の提出期限(持参による) | 平成25年10月18日(金)<br>午後5時(持参による)                | 総務部管財課契約グループ   |
| 入札日(開札日)                        | 平成25年10月23日(水)<br>午前11時20分                   | 石巻市穀町14番1号<br>石巻市役所公用車駐車場内<br>仮設21会議室  |
| 入札参加資格審査書類の提出期限(持参による)          | 平成25年10月24日(木)<br>午後5時(持参による)<br>(下記10(2)参照) | 総務部管財課契約グループ   |
| 設計図書等の閲覧、複写                     | 平成25年10月 4日(金)から<br>平成25年10月22日(火)まで         | 市役所4階閲覧室<br>※閲覧期間中、次のところで有料で複写することができる。<br>(株)石巻青写真センター(仮店舗)<br>石巻市南中里一丁目1番8号<br>電話番号 0225-96-8479 |

|                |                                  |   |
|----------------|----------------------------------|---|
| 設計図書等の貸出       |                                  | <b>※設計図書等の閲覧、複写のほか、貸出も行います。希望者は、希望日の前日までに管財課へ連絡のこと（申込順に各時間1社とします。）。</b><br>貸出時間<br>①午前9時～午前10時30分<br>②午後1時～午後2時30分<br>③午後3時～午後4時30分<br>※閲覧のみは予約不要 |
| 設計図書等に対する質問の受付 | 平成25年10月4日（金）から平成25年10月15日（火）まで  | 総務部管財課契約グループ（FAX送信可）  |
| 回答書の閲覧         | 平成25年10月16日（水）から平成25年10月22日（火）まで | 市役所4階閲覧室<br>初日のみ午後1時から午後5時まで  |

- (注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。）に規定する休日は、設計図書の閲覧等を行うことはできない。
- 2 設計図書の閲覧、質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。

#### 4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、入札後資格審査用一般競争入札参加申請書を持参により提出すること。なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出にかかる費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

#### 5 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

#### 6 工事費内訳書の提出

初度の入札の際、入札書に記載されている金額と工事費内訳書（様式は自由）に記載されている金額が一致しているものを提出すること。

#### 7 最低制限価格

本公告の工事については、契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。そのため、最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となる。

#### 8 入札の回数

- (1) 石巻市建設工事予定価格事前公表の試行に関する要綱（平成24年石巻市告示第231号）第5条の規定により、入札執行回数は1回とする。
- (2) 予定価格を上回る入札をした者は、失格とする。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積り合わせは行わない。

#### 9 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札後資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、落札者決定時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる

者のした入札は無効とする。

## 10 入札参加資格の確認・落札者の決定等

- (1) 落札者については、開札後、落札決定を保留し、入札を行った者のうち、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で最低の価格を提示した者(落札候補者)について入札参加資格の有無を審査し、決定するものとする。
- (2) 入札参加資格審査書類の提出  
落札候補者は、下記の入札参加資格審査書類を、入札日(開札日)の翌日(休日条例の規定する休日を除く。)までに総務部管財課へ持参提出すること。ただし、状況により、入札日(開札日)の翌日(休日条例に規定する休日を除く。)以降に期限を定めて、落札候補者から順に低い価格を提示した者の中から、入札参加資格審査書類の提出を求める場合がある。  
なお、入札参加資格審査書類を期限内に提出しない者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。
  - ① 配置予定の技術者に関する調書
  - ② 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し。ただし、特定建設業の許可が必要な場合にあつては、特定建設業許可通知書又は特定建設業許可証明書の写し
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
  - ④ 配置予定の技術者が有する資格を証するもの(合格証明書等)の写し。ただし、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証(表裏両面)及び監理技術者講習修了証の写し
  - ⑤ 配置予定の技術者の健康保険被保険者証の写し
  - ⑥ 配置予定の技術者の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の写し、貸金台帳等の写しのうち、いずれか1通
  - ⑦ ハローワークを通じた新規雇用の技術者を配置予定の場合は、ハローワークの紹介状の写し
- (3) 入札参加資格の審査は、開札日の翌日から起算し、原則として4日以内(休日条例に規定する休日を除く。)に行うものとする。
- (4) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、当該落札候補者の入札を無効とする。
- (5) 前記(2)のなお書又は(4)により、落札候補者の入札を無効とした場合は、次順位価格を提示した者を新たな落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。
- (6) 上記(5)の場合において、次順位価格を提示した者の入札が無効となったときは、次順位価格から順に低い価格を提示した者について、上記(5)の内容を準用する。
- (7) 前記(1)又は(5)(上記(6)において準用する場合を含む。)の審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有していると認めるときは、その者を落札者と決定するものとする。
- (8) 郵送及び電報による入札は、認めない。
- (9) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 本入札公告に係る工事については、手持ち工事に加算しない。

## 11 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果等通知書により通知する(この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。)

## 1.2 入札結果の公表

入札参加資格の審査が終了し、本入札の結果が確定した場合は、その結果を、市役所閲覧室及び市のホームページで公表する（前記10(3)等の落札者の決定状況により、日数を要する場合がある。）。

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/d0020/d0010/d0030/index.html>

## 1.3 契約保証金に関する事項

契約規則第25条及び第26条の規定による。

## 1.4 配置予定の技術者の確認

落札決定後、配置予定の技術者について配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、この工事の施工に当たって、申請書に記載した配置予定の技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等極めて特別な理由に限る。また、該当理由により、やむを得ず変更する場合は、前記2(1)②に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

## 1.5 その他

(1) 石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）を遵守すること。

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/nyuusatusamnkakokoroe240301.pdf>

(2) 落札者は、この工事に係る請負契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

(3) 上記(2)の規定による損害賠償金は、本市に生じた実際の損害額が上記(2)に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。上記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が上記(2)に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(4) 詳細又は不明な点については、石巻市総務部管財課契約グループに照会のこと。

(電話:0225-23-6611、23-6612 FAX:0225-22-4995)